

議案第250号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、中央ふ頭及び箱崎ふ頭に港湾施設としてクルーズ客送迎用観光バス待機場を設置することに伴い、その使用料の額を定める等の必要があるによる。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第9条中「当該港湾施設」の次に「(クルーズ客送迎用観光バス待機場を除く。)」を加える。

別表第1 6 旅客施設の表を削る。

別表第1 5 港湾施設用地の表中「5 港湾施設用地」を「7 港湾施設用地」に改める。

別表第1 4 船舶役務用施設の表中「4 船舶役務用施設」を「6 船舶役務用施設」に改める。

別表第1 3 保管施設の表中「3 保管施設」を「5 保管施設」に改める。

別表第1 2 荷さばき施設の表中「2 荷さばき施設」を「3 荷さばき施設」に改め、同表の次に次の1表を加える。

4 旅客施設

博多ふ頭旅客ターミナル及びその附帯施設	専用利用1月までごとに 1,800,000円 ただし、1月未満の日数については、15日までは半月分、15日を超えるときは1月分とする。
---------------------	---

別表第1 1 けい留施設の表の次に次の1表を加える。

2 臨港交通施設

クルーズ客 送迎用観光 バス待機場	1日1台につき	2,000円
-------------------------	---------	--------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の博多港港湾施設管理条例別表第1の規定の適用については、同表2 臨港交通施設の表中「2,000円」とあるのは、この条例の施行の日から平成28年9月30日までの間は「1,000円」とする。